

南相馬市告示第152号

南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

南相馬市屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付要綱（令和6年南相馬市告示第166号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条関係） 太陽光発電設備		別表（第4条関係） 太陽光発電設備	
【略】		【略】	
交付対象要件	(1)～(12) 【略】 (13) <u>ソーラーカーポートを導入する場合、補助対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領（令和2年4月1日付け環地温発第20040145号）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業【ソーラーカーポート事業】）」を参考にすること。</u>	交付対象要件	(1)～(12) 【略】
補助金額	(1) 家庭用（PPA方式・リース契約の場合を含む） ア <u>屋根置き、屋上置き</u> 1kWあたり7万円に太陽電池出力値を乗じて得た額。 交付上限額は70万円（太陽電池出力10kWまで）とする。 イ <u>ソーラーカーポート</u> 設置対象経費の1/3以内。交	補助金額	(1) 家庭用（PPA方式・リース契約の場合を含む） 1kWあたり7万円に太陽電池出力値を乗じて得た額。 交付上限額は70万円（太陽電池出力10kWまで）とする。

<u>付上限額は70万円とする。</u> (2) 事業所等（PPA方式・リース契約の場合を含む） ア <u>屋根置き、屋上置き</u> 1kWあたり5万円に太陽電池出力値を乗じて得た額。 交付上限額は250万円（太陽電池出力50kWまで）とする。 イ <u>ソーラーカーポート</u> <u>設置対象経費の1/3以内。交付上限額は250万円とする。</u> (3) <u>屋根置き、屋上置きの太陽光発電設備において、太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値（小数点以下を切捨て）とし、補助金額は当該数値に補助単価を乗算して算出する。</u>	(2) 事業所等（PPA方式・リース契約の場合を含む） 1kWあたり5万円に太陽電池出力値を乗じて得た額。 交付上限額は250万円（太陽電池出力50kWまで）とする。 (3) 太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値（小数点以下を切捨て）とし、補助金額は当該数値に補助単価を乗算して算出する。
蓄電池設備	蓄電池設備
【略】	【略】

(4) 様式第2号を次のように改める。

【様式別添のとおり】

附 則

この告示は、公布の日から施行する。